

平成 20 年度

特別養護老人ホーム川俣ホーム・川俣ホーム（短期入所生活介護）

事業計画

1. 事業方針

関係諸法令等の遵守、ノーマライゼーション・人権尊重の理念と「川俣ホーム運営理念」に基づき、利用者にとって最良の生活の場を提供できるように、施設自己評価等の結果を踏まえ、問題点の解消と資質向上のため最大の努力を尽くす。

地域社会においても、老人福祉施設として地域に根ざした運営を図るために、地域社会のニーズを的確にとらえながら時代に合わせたサービスを提供し、利用者も地域住民も共に施設の持つ機能を利用できる体制づくりと、地域住民等によるボランティア活動や福祉教育の場としても親しまれる施設づくりを推進する。

また、介護保険制度の対象者である要介護・要支援者に対しては、施設・在宅利用者に関わらず、積極的に施設・居宅サービス計画と介護計画の作成、サービス担当者会議（内部、外部）と進行管理等を行ない、的確なサービスの提供、継続的な把握と再評価に取り組み、地域の要請に応えられる体制を確保する。

2. 事業内容

（1）入所検討委員会の開催

施設の入所決定に、透明性と公平性を持たせるために、福島県指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所に係る指針に基づき、入所検討委員会を開催する。

（2）介護

多職種協働によるケアマネジメントを推進し、一人一人の利用者に対して総合的で良質なサービスを提供する。

利用者の要介護区分の重度化による心身の状態の変化を十分に把握し、心身の状態に適した食事・排泄・入浴等の基本的介護サービスの充実と環境整備の徹底に努める。

生活の中にリハビリを取り入れ、潜在能力を維持・回復・開発し、自立支援を促進する。

利用者・家族の思いを尊重しながら、能力に応じた利用者の自立支援に基づくサービスと、利用者と家族の絆を大切にされた支援を行なう。

地域とのつながりを密にしながら、活発な交流ができる行事等を積極的に取り入れる。

グループを超えて利用者同士が交流できるスペースを設け、職員を配置してレクリエーション等の活動を継続的に実施する。

施設入所者の長期入院に伴う空きベッドについては、短期入所者を受け入れることが出来るように努める。

(3) 看護

協力医療機関と関係機関の連携を密にしながら、疾病の予防と早期発見・早期治療に努める。

利用者の自立的生活の拡大を目指しながら、ケアプランとの連動による一人一人の心身の状態に合わせた機能訓練計画を作成し、機能訓練を提供する。

日常生活動作につながる心身の機能を維持することが出来るよう、アクティビティ・ケアの充実を図るため、他職種と情報交換し連携・協働し行なう。

感染症予防のために衛生管理と衛生教育の徹底を図り、万が一発症した場合には、関係機関との連携を図りながら感染の蔓延を最小限に抑える。

(4) 栄養

利用者・家族の意向を尊重しながら、多職種協働により栄養マネジメントを実施する。

主治医との連携を図りながら、利用者の状態に応じた療養食の提供を実施する。

ショートステイ利用者のかかりつけ医からの食事箋をもとに療養食の提供を実施する。

利用者の意見を反映した献立を作成する。

衛生管理の徹底を図る。

地産地消の食材で、行事食等により旬を感じて頂けるような献立を作成する。

(5) 相談援助

多職種協働によるケアマネジメントを推進し、一人一人の利用者に対して総合的で良質なサービスを提供する。

専任の介護支援専門員による施設サービス計画作成と、サービス提供の完全実施に努める。

施設サービス計画に基づく確実なサービス提供が行なわれているかどうかを調査し、常に各職種と連携のもと、その実現に努める。

給付管理業務を的確に行なう。

利用者の預り金等の代行業務の、より一層の適正化に努める。

利用者の重度化については、家族、医療機関、関係職種との連携を取りながら、利用者が適切な環境において生活できるように支援していく。

利用者及び、地域社会のニーズを的確に捉え、入・退所をスムーズに

行ない、稼働率の向上を図る。

介護保険制度にのっとり、より一層適切なサービス管理、事務管理に努める。

(6) 事務

関係諸法令等に対応した事務処理の充実化を図る。

会計処理・予算執行を、より一層適正に行なう。

物品等の整備維持、衛生環境の向上を図る。

(7) 地域との連携

地域社会・関係機関と連携できる施設づくりのため、施設の機能を開放するとともに、地域の介護教室等の出前講座を実施する。

(8) 職員の資質向上

職員は、常に自己の資質・専門性の向上を図り、利用者の立場になり、誠意を持って公平・公正で質の高いサービスを提供し、地域の信頼に応える。

職員の資質向上のため、内部・外部の研修の充実を図る。

(9) 安全確保

安全管理体制の強化を図るとともに、防災及び避難訓練の実施、地域消防組織との連携をすすめ、安全確保の充実に努める。

(1 0) 施設設備

建物・設備等の管理・整備に努め、生活環境の快適性と安全性の向上を図る。

川俣ホームデイサービスセンター事業計画

1.事業方針

- (1) 利用者と家族のニーズに合わせて、利用に関しての利便を図る。
- (2) 利用者が日常生活を営むうえでの生活障害を軽減し、社会参加を促すと同時に利用者の家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図る。
- (3) 利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の援助、その他生活全般にわたる支援及び機能訓練を行なう。
- (4) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5) 利用者の「尊厳の保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念を踏まえ、在宅利用者にとって自立支援のための最適なサービスの提供が図れるよう、多職種との連携を図り、設計し提供するケアマネジメントの仕組みが中立公正に機能しえるよう見直しを行ない、介護予防の観点から地域の要請に応えられる体制を確保する。

2.事業内容

(1) 情報開示

地域での開かれた施設を目指し、「かわまたホームだより」の発行等、情報の開示を積極的に行なう。

(2) 日常生活援助（身体介護サービス）

安全で快適に過ごしてもらうよう、日常的動作の援助を行なう。

(3) 健康チェック

問診、血圧・体温・脈拍の測定等を行ない、利用者の健康状態の把握に努める。

(4) 入浴サービス

利用者の状態に合わせた入浴介助を行なう。

(5) 食事サービス

利用者の食生活の向上と栄養改善、個別の栄養・健康状態に応じた栄養ケアマネジメントを適正に進め栄養・健康管理に努める。

季節感と利用者の嗜好を取り入れ、なおかつ、栄養のバランスのとれた食事（ソフト食による個別対応）を提供する。

(6) 機能訓練（アクティビティサービス）

レクリエーション、機能向上訓練におけるPAS（P：有酸素運動、A：筋力アップトレーニング、S：ストレッチ）トレーニングの充実化、また、利用者がくつろぎ会話を楽しむ空間を提供することにより、潜在能力の向上や低下

防止をめざす。

(7) 送迎サービス

安全で合理的な送迎を行ない、利用者がスムーズに利用できるよう配慮する。

(8) 相談援助

利用者、家族の要望を大切にし、能力に応じた自分らしい在宅生活を継続できるように日常生活への相談援助を行なう。

(9) 介護計画の作成

居宅サービス計画書に基づき個々の利用者の状況を的確に捉え、より質の高いサービスの提供を行なう。

(10) サービス担当者会議の出席

利用者と家族及び介護支援専門員とのよりよいサービスの調整を図る。

(11) 地域との連携

地域社会・関係機関と連携できる施設づくりのため、施設の機能を開放する。

(12) 職員の資質向上

職員は、常に自己の資質・専門性の向上を図り、利用者の立場になり、誠意をもって公平・公正で質の高いサービスを提供し、地域の信頼に応える。

職員の資質向上のため内部・外部の研修の充実を図る。

(13) 安全確保

安全管理体制の強化を図るとともに、防災及び避難訓練の実施、地域消防組織との連携をすすめて、安全確保の充実に努める。

(14) 施設設備

建物・設備等の管理・整備に努め、生活環境の快適性と安全性の向上を図る。